

コロナ禍に対応する税制上の臨時特例法等、公布・施行

去る4月30日、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」ならびに「地方税法等の一部を改正する法律」が成立し、関連政省令とあわせて同日公布・施行された。

主な内容は次のとおり。

納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により2020年2月以降の収入に相当の減少があり、納付することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞税なしで1年間納税を猶予する。

また、4月30日付けで国税庁

から「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による納税の猶予の特例の取扱について（法令解釈通達）」が発遣され、詳細な取扱いが示されている。

欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金1億円超10億円以下の法人の2020年2月1日から

2022年1月31日までの間に

終了する各事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を可能とする。

消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

新型コロナウイルス感染症の影響により2020年2月以降の収入が著しく減少した事業者に係る消費税の課税選択について、課税期間開始後における変

その他の企業関連の特例

更を可能とする。その他、企業関連の特例として、テレワーク等のための中小企業の設備投資税制、特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税、中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充等がある。

*

本特例法等に関する解説を、今号第2特集第4章（45頁）にて掲載しているので、参照されたい。

法務

株主総会の継続会に関するガイドランス、公表

去る4月28日、金融庁・法務省・経産省は「継続会（会社法317条）について」を公表し

た。「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」において提示された株主総会の対応のうち、継続会の開催にあたって留意すべき事項を示したものを。詳細は <https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/11.pdf>

趣旨

継続会は、未曾有の危機により、従業員や監査に従事する者を感染リスクにさらすことなく計算書類を確定することができないなかにあつて、多様な利害関係者の利益や質の高い監査を確保するために採用されるものである。

各論

(1) 継続会開催の決定

当初の定時総会の時点で継続

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
6月10日(水)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和2年5月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税を含む。
6月30日(火)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和2年4月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和2年3月期) 2カ月延長法人(令和2年2月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(4月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(4月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、7月、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

会の日時や場所が確定できない場合は、これらを議長に一任する決議が許容される。

(2) 取締役・監査役の選任

当初の定時総会における円滑な意思決定を確保するために、すでに公表した四半期報告等を活用し、説明を行うことが求められる。任期が今期の定時株主総会の終結のときまでとされている取締役・監査役については、当初の定時総会の時点において改選する必要があるときは、当該時点をもってその効力が生じる旨を明らかにする。

(3) 剰余金の配当

当初の定時総会において剰余金の配当決議を行う場合、その効力発生日が2020年3月期の計算書類の確定前である限り、2019年3月期の確定した計算書類に基づいて算出された分配可能額の範囲内において行うことができる。

(4) 合理的期間

当初の定時総会と継続会の間の期間は、画一的に解する必要はないが、現下の状況に鑑み、3カ月を超えないことが一定の目安になると考えられる。

法務

コロナ禍の拡大を踏まえた定時株主総会の招集通知モデル、公表

経団連

去る4月28日、一般社団法人日本経済団体連合会（以下、「経団連」という）は「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた定時株主総会の臨時的な招集通知モデル」を公表した。

全国に緊急事態宣言が発せられ外出や他者との接触を極力避けるよう要請されている状況に鑑み、来場株主数を限定することを想定したモデル（モデルA）と、株主の来場を原則拒否する

ことを想定したモデル（モデルB）を提示している。両モデルは4月28日時点における各種情報を踏まえ、6月に定時株主総会の開催を予定している企業を念頭に置いている。

モデルA

書面やインターネット等により事前の議決権行使をすることで、健康状態にかかわらず総会当日の来場を控えることを株主に要請するとともに、用意でき

投資のハナシ
裏表

原油先物価格がマイナスに

三田 哉

世界中で株価が大幅に下落したわけだが、とはいってもゼロ未満には下がらない。超低金利で利回りがマイナスになってはいるが、債券価格もマイナスにはならない。しかし、その固定観念を覆すような出来事が起きた。

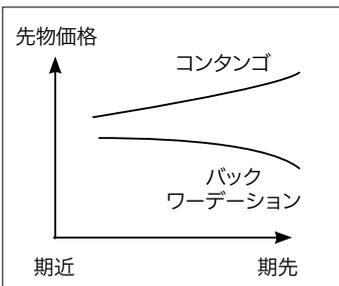
原油先物がマイナス価格をつけたのである。4月20日に5月限のWTI原油先物価格がマイナス37・63ドルとなった。：結局、受渡し価格は10・01ドルになったが、この5月限先物のマイナス価格は発注ミスとか、システム障害でついた価格ではない。取引量が少なかったのは確かなのだ。

クワデーションと呼ぶ（図表）。以前、この欄で書いたことがあるのだが、原油先物は、金融商品先物と違って、現物と先物間で理論的な関係を結びつけるのが困難な世界である。日経平均先物の例でいえば、株価指数と金利・配当・期日までの時間といった観測可能・推定可能なパラメーターから先物の理論価格は容易に得られる。ところが、原油先物の価格を決めるパラメーターは、保管費用と「コンビニエンス・イールド（いつでも消費できるといふ恩恵）」という推定不可能なものが入っている。それゆえ、先物の理論価格の推定は難しい。

WTIで先物価格がマイナスとなった背景は、次のとおり。

WTIの先物市場では、原油先物を買ったままで期日を迎えると、現物を引き取るようになる。つまり、現物決済タイプの先物市場なのである。今回、5月限の先物がマイナス価格になったということは、お金を頂いて原油を受け取ることができたということになるわけだが、それは、原油を引き取るつにも、備蓄する場所がなかったからなのである。だから、先物を買っていた投資家は、現物を引き取る選択ができず、どんな価格でも売らざるを得なかったのである。

（図表）コンタンゴとバックワーデーション



商品先物の世界では、期近の先物の価格と期先の先物の価格を比較して後者が高い状態をコンタンゴ、後者が低い状態をバックワーデーションと呼ぶ。コンタンゴになる。その逆ならばバックワーデーションになる。このように方向性が予測できたとしても、適切な価格曲線の勾配は、誰も明確にわからない。だから、先物価格ははつきりしない。というわけで、原油先物は相当難解な商品である。

備蓄場所不足に加えてもう一つある。原油価格の下落を投資チャンスとみて、原油先物に投資するタイプのETFに資金が流れ込んでいたということが背景にある。ETFは先物を期先物に乗り換えていくことで運用を続けている。だから、5月限の期日が迫った時点で、5月限の先物価格がマイナスであっても、5月限を売って6月限を買わなければならない。

ウェブ開示によるみなし提供制度の対象範囲を拡大へ——法務省

る席数が例年より大幅に減少することから、来場しても入場を断る場合がある旨が記載されている。

モデルB

株主の健康状態にかかわらず、「ご来場されないようお願い申し上げます」と、強く来場しないことを求めるとともに、会社役員のみで総会を開催する旨が記載されている。

そのうえで、事前に質問を受け付け、株主の関心の高い事項については総会で説明し、後日その内容をウェブサイトに掲載する旨が記載されている。

*

経団連は、両モデルは各社が定時株主総会の開催方法を検討するうえで、検討材料を提供するものであり、株主総会の予定どおりの開催を推奨するものではないとしている。

さらに、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況や政府の方針によっては、その時の事情に従った対応が必要になるとしている。

詳しくは、<http://www.keidanren.or.jp/announce/2020/0428.html>を参照されたい。

電子記録移転権利・ICOトークンの取扱い、検討開始——ASBJ

去る4月30日、企業会計基準委員会第431回企業会計基準委員会を開催した。5月7日のASBJ公表資料によると、

主な内容は次のとおり。

金利指標改革

金利指標改革に起因する会計上の論点における実務対応報告公開草案の文案等について審議が行われた。6月初旬の公表を目指す方向。

電子記録移転権利またはICOトークンの発行・保有等

金融商品取引法上の「電子記録移転権利」または資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に

係る会計上の取扱いに関して、事務局から今後の検討の進め方が次のように示された。

・電子記録移転権利：可能な限り早期に会計基準を公表することを目標とする（現在、新型コロナウイルス感染症の影響により公開草案の公表を絞っているが、本件は優先的に取り扱う）。

・暗号資産に該当するICOトークン：会計基準の開発を進めることの必要性を確認する意味も含め、論点整理を公表する（公表時期は、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮）。

事項

本改正により、次の事項がウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる。

改正によりウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる

り。具体的改正内容は次のとおり。

(1) 株式会社が事業年度の末日

に公開会社である場合、事業報告に表示すべき事項のうち「当該事業年度における事業の経過及びその成果（会規規120①四）および「対処すべき課題」

(同項八)

(2) 貸借対照表および損益計算書に表示すべき事項

ウェブ開示は、その旨の定款の定めが必要となる。ただし、

本改正前にすでに定めていれば、新設・変更の必要はない。

また、貸借対照表および損益計算書に表示すべき事項については、会計監査報告に無限定適正意見が付されていること等の

一定の条件を満たす場合にのみ、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる。計算書類

について株主総会の承認（会規438②）を要することとなる場合には、貸借対照表および損益計算書に表示すべき事項は同制度の

株主の利益への配慮

対象とはならない。

本改正にあたっては、前記(1)・

(2)についてウェブ開示を行う場

合に、株主の利益を不当に害す

ことがないよう特に配慮しなければならぬこととすること

国際会計

「新型コロナウイルスに関連した賃料減免」IFRS 16号の修正案、公表——IASB

去る4月24日、IASBは、

IFRS 16号「リース」を改訂する公開草案「Covid-19

に関連した賃料減免」IFRS 16号の修正案」（以下、「公開草案」という）を公表した。

新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済の混乱において、貸手が借手に対して一定の

期間、賃料の猶予や値下げとい

う形により賃料の減免措置をすることがある。公開草案では、このような事象を原因とする賃料減免等に対して、IFRS 16号におけるリースの条件変更の会計処理について、借手に救済措置を提供することが提案されている。

公開草案の内容

IFRS 16号では賃料減免等の措置があった場合には、本来はリースの条件変更の定義を満たすか否かを検討し、リースの条件変更に該当する場合には当該会計処理をする必要がある。一方で、賃料減免等の措置を受けたリース契約を多数保有する企業では、それらの契約を検討し、リースの条件変更であるかどうかを判断する必要が生じるため多大な実務負担が生じる。これに対して、公開草案では救済措置による実務負担の軽減が図られている。リースの借手がこの救済措置を適用する場合には、新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免等がリースの条件変更ではないものとして会計処理されることになる。

適用関係

公開草案に対するコメントは2020年5月8日まで受け付けられていた。IFRS 16号の

修正は5月末までに完了する予定とされている。修正案は、2020年6月1日以降開始する事業年度に適用される。また

国際会計

IAS 1号修正「負債の流動または非流動への分類」の発効日の延期、提案—IASB

去る5月4日、IASBは、ある負債を流動負債または非流動負債に分類する際のガイダンスを定める「負債の流動または非流動への分類…IAS 1号の修正」(以下、「基準の修正」という)の適用を延期する公開草案「負債の流動または非流動への分類—発効日の延期…IAS 1号の修正提案」(以下、「公開草案」という)を公表した。当該基準の修正は、2022

早期適用も認められ、これには修正の公表日にまだ発行の承認がされていない財務諸表も含まれる。

年1月1日以降に開始する事業年度から適用される予定であったが、新型コロナウイルス感染症による影響に対して、修正から生じる分類の変更に対処するための時間を確保するため、適用時期を1年遅らせることが提案されている。今回の公開草案では、適用のタイミング以外の変更はない。コメント期限は、2020年6月3日まで

国際会計

新型コロナウイルスに関するデリバティブとヘッジのスタッフQ&A、公表—IASB

去る4月28日、IASBは、新型コロナウイルス感染症の影響に関連して、トピック815「デリバティブとヘッジ」のガイダンスの適用についてのIASB

スタッフのQ&Aを発行した。トピック815は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の中止時期」と「累積その他の包括利益(AOCI)に繰り延べられた金額」の

「損益」への代替の方法」についてガイダンスを提供している。Q&Aでは「決定には、事実

と状況を基礎にした判断が必要なこと」を示したうえで、図表の2つのQ&Aを示している。

(図表) スタッフQ&A

Q1 ASC815-30-40-4では、「予定取引が特定された期間までに(または追加の2カ月以内に)発生しない可能性が高い場合を除いて、中止した『キャッシュ・フロー・ヘッジ』に関するデリバティブ損益は、継続してAOCIで報告する。『稀なケース』では、予定取引の内容に関連した、企業のコントロールまたは影響の及ばない状況が存在するため、追加の2カ月を超えた日に予定取引が発生する可能性が高くなる」と規定しており、この「稀なケース」の場合、企業は発生時期の制限を無視し、予定取引が損益に影響を与えるまで継続してAOCIで繰り延べなければならない。キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を中止した場合、新型コロナウイルス感染症の影響に関連する予定取引が発生する時期の遅れは「稀なケース」とみなされるか?

A1 FASBスタッフは、この場合「稀なケース」の例外を適用できると考えている。しかし、この例外は、予定取引の発生の可能性が高いままである場合のみに適用される。

Q2 ASC815-30-40-5は、「ヘッジされた予定取引が発生しない可能性が高くないという決定は、予定取引を正確に予想する企業の能力と将来の同様な取引へのキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の使用の適切性に疑問を呈することになる」と規定している。企業が、新型コロナウイルス感染症の影響に関連して取引がなくなり、AOCIで繰り延べた金額を損益に組み替えることを決定した場合、取引がなくなったことが、そのような疑問を呈することになるか? A2 取引がなくなったことが新型コロナウイルス感染症の影響に関連していると決定した企業は、関連するAOCIを継続して会計処理する。ただし、関連する金額を開示する。

金融

予断を許さない米雇用情勢の早期回復

米労働省は5月8日、4月の雇用統計(速報値・季節調整済み)を発表した。失業率は前月の4.4%から10.3ポイント上昇の14.7%、非農業部門の就業者数は2,050万人の減少だった。失業率は2008年の10.0%を超え80年来の高水準、雇用者数の減少幅は米政府が統

計を取り始めた1939年以降では最大となった。今回の雇用統計では、「一時的解雇・帰休」が78%と大きな割合を占めているのが特徴で、状況が改善すれば復帰が見込まれる人数が多く含まれる。多くの雇用主が、需要減により労働者を一時的に解雇せざるを得

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年5月1日	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂	ASBJ	新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、5月末までの会計基準開発に関する審議は、金利指標改革に起因する会計上の問題等4項目に限定するとされた。5月末までは公開草案の公表等は行わない旨も記載されている。 https://www.asb.or.jp/jp/project/plan.html	—
2020年5月8日	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その5)	JICPA	除外事項付意見(監査範囲の制約)に関する留意点、および経営者確認書に関する留意事項が記載されている。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-99-0-2-20200508.pdf	—
2020年5月11日	会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方(追補)	ASBJ	4月10日に公表された同資料の追補。コロナ禍の影響下での会計上の見積りにおける「重要性がある場合」に関し、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示を行うことが財務諸表の利用者に有用な情報を与えることになり、強く望まれる旨が追記された。 https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20200511_432g_02.pdf	—
2020年5月12日	継続会開催を予定する場合の取締役選任議案の記載例について	東京株式会社懇話会研究部	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、継続会開催に向けた実務環境の整備が進展していることを踏まえたもの。 http://www.kabukon.net/pic/study_2020_06.pdf	—

なかったものの、再雇用する見込みがあることとなる。このため、比較的短期間で需要は回復すると見方が強いとされる。ムニユーシン財務長官も、「さらなる悪化を見込むものの、今年後半には回復する」と発言している。

こうした見方の背景には、今回の経済の低迷は新型コロナウイルス感染症の拡大が必要を抑えているためであり、かつての金融危機のようにシステムが崩壊したわけではない、感染拡大が収まれば需要は戻る、といった考え方がありとされる。

ワクチン開発にも注目が集まる。通常であれば開発に数年を要するが、新型コロナウイルス感染症においては、最短9カ月での開発などがさまざまな見通しが

あり、期待が高まる。感染者数の拡大については、各国とも5月に入った段階で一段落しているようにもみえる。しかし、感染拡大の傾向は第2波、第3波と続くのが常態であり、ワクチン完成時期についても現段階では確定的な専門家の意見は出されていない。

証 券

国民生活、経済活動の制限緩和は成功するか？

5月8日、米失業率は大恐慌以来最高の14・7%、非農業部門雇用者数は前月比2、050万人減になったと発表された。2月の失業率は3・5%と50年来最低となっていたが、新型コロナウイルス感染症がアメリカの経済活動を凍結させる

と、失業率は急速に悪化した。株式市場では、数字の悪化は予想されていたとみられ、失業率発表当日の米株価格は上昇した。これに対し、メディアでは实体经济と株価との乖離といった声があがった。こうした事態が続くと、不況に苦しむ多くの国民の反発を招くことが懸念される。

各国は感染拡大を防ぐため、2〜3月に国民の生活、経済活動を

さらに、一時帰休であってもこの78%の労働者の収入は減少することから、需要後退により、GDPの7割を占める米個人消費に大きなマイナスとなる。このため、雇用主やムニユーシン財務長官の見方は楽観的であり修正を強いられる可能性があるとの懸念も広がっている。

るかに注目が集まる。日本では、規制・制限措置は他国より遅れて導入された。規制のレベルが他国より緩いといわれていたものの、感染の拡大は懸念された爆発状態を回避できているとの見方もある。ニューヨーク州と同様のタイミングで制限緩和へ進む可能性もある。

先頭を切って制限緩和・原状回復を進めている中国、それに続いたEU諸国、これから緩和しようとしているアメリカ・ニューヨーク州、日本といった地域の国民生活や経済活動の制限緩和が狙いどおりの効果を発揮するのか、实体经济と株価の乖離という批判を避けられるか、といったことが注視されている。

お詫の訂正

本誌2020年5月1日号(No.1577)特集にて掲載内容に誤りがありました。読者の皆様にご迷惑をお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

●23頁2段目後から3行目(誤)・・・2020年4月10日であり、同日に公表された緊急事態宣言の影響は考慮していない。

(正)・・・2020年4月10日である。